

平成19年度 第1回木更津市下水道事業審議会会議録

日時 平成19年8月7日(火) 午後1時30分から2時45分まで

場所 木更津下水処理場1階会議室

出席者 (1) 下水道事業審議会委員

市議会議員	大野俊幸、石井量夫
学識経験者	荒井弘導、木村澄男、堤一之 鈴木敏子、天野早苗
受益者代表	竹村清、宮森文郎、綱島光雄 村田茂、金子邦夫、大澤義春 玉造福壽、緑川義雄、江野澤政広 齋藤三郎、渡利明、平岡憲子
市職員	服部善郎

以上20名

(2) 市執行部職員

市長	水越勇雄
都市部長	新井守
都市部次長	廣部行雄
参事兼下水道推進課長	齋藤勝幸
下水道推進課副課長兼業務担当総括	石井幸一
下水道推進課施設担当総括	伊藤一郎
〃 建設担当総括	須藤宏一
〃 計画調整担当総括	三澤宏昭
〃 業務担当副主幹	富田精一
〃 業務担当副主幹	友松茂
〃 計画調整担当主査	加藤聖二
〃 計画調整担当主任技師	村上和豊

以上12名

(3) 傍聴人 0名

欠席者 (1) 下水道事業審議会委員

市議会委員	高橋てる子
学識経験者	渡邊洋治
受益者代表	大和晃

以上3名

議題及び公開又は非公開の別 (公開)

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 下水道事業の概要について
- (3) その他

(1) 開 会

(司会：三澤計画調整担当総括) 皆様、本日は公私共にお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、平成19年度第1回木更津市下水道事業審議会を開催いたします。まだ2名ほど出席されておられませんので、定刻でございますので進めさせていただきますと思います。

(2) 委嘱状交付

(司会) この度の審議会につきましては、前期審議会委員の任期が今年3月で満了を迎えたことに伴い、新たに委員就任をお願いすることとなりますことから、会議に先立ちまして委嘱状の交付を行わせていただきます。委嘱状の交付にあたりましては、お名前をご紹介させていただきます。市長が皆様の前へ回りますので、その場でご起立くださいますようお願いいたします。なお、本日委員をお願いいたしました受益者代表、波岡地区の大和様には、お仕事の都合でどうしても調整がつかず欠席させていただきたい旨の連絡がありましたので、後日、事務局において委嘱状の交付を行うということで、ご了承をいただきたいと思っております。それではこれより委嘱状の交付をさせていただきます。市長、準備をお願いいたします。

(水越市長から各委員へ委嘱状の交付)

- ※ 介添 新井都市部長
- ※ 補助 仲村事務員

(3) 市長あいさつ

(司会) それでは、委嘱状交付に引き続きまして、市長から皆様に一言御挨拶を申し上げます。

(水越市長) それでは改めまして、木更津市長の水越でございます。一言ごあいさつ申し上げます。本日はお忙しいところ、また暑い時間帯にご参集いただきまして誠にありがとうございます。本年度、第一回の木更津市下水道事業審議会の開催を開催いたしたいと存じます。本日は、当審議会の任期満了に伴いまして、関係団体からご推薦を戴きました皆様方を新たな委員として委嘱させていただきました。今後、二年間、本市下水道行政の推進につきまして、ご支援いただくこととなりますのでお忙しいこととは存じますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。さて、ご承知のように公共下水道は、生活環境の改善・あるいは公共用水域の水質保全といった市民生活に密接に関係する都市の重要な公共施設であります。しかしながら、本市における公共下水道の状況はと申しますと、指標となる普及率も県平均の六三・七%を下回り、県内事業実施市町村のなかで二十九番目の三十八・四%という現状であります。今後、その整備をより積極的に推進しなければならないと考えておりますが、整備促進には多額の資金と年月を要します。今、地方における財政状況は、国からの補助金・地方交付税の削減等を始めとして、非常に厳しいものがあり、こうしたなかでいかに市民要望に答えていくか、企業経営視点に立脚した行政運営が、今まさに求められており、市においても行政経営アドバンスプランを定め、数々の改革を実行しているところです。その中で、公共下水道事業特別会計におきましても、このプランに沿いまして、一般会計繰出金の削減などを中心に、厳しい対応を求めているところであり、限られた財源を効率的に執行し、市民要望に沿えるよう整備の拡大に努めて参らねばならないと考えております。

委員の皆様におかれましては、下水道事業の健全な運営、あるいは生活環境の向上を図る上におきまして本審議会のなかで十分なお審議・ご意見を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。本日は誠に御苦勞様です。ありがとうございます。

(4) 市長退席

(司会) 委員の皆様には、誠に申し訳ございませんが、市長はこのあと続いてほかの公務がありますので、ここで退席させていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

(水越市長) それでは、皆様よろしくお願ひいたします。

(5) 都市部長あいさつ

(司会) それでは、委嘱状交付も終了いたしましたので、これより、審議会議事を進めさせていただきますが、会議に先立ちまして、担当部長の 新井より、ごあいさつを申し上げます。

(都市部長) みなさん、こんにちは、ただいまご紹介いただきました都市部長の新井でございます。どうぞよろしくお願ひします。本日は大変お忙しい中、委員の皆様方には今年度第1回目の審議会にご出席を賜り、ありがとうございます。また、常日頃より街づくりの推進につきまして多大なご協力を頂いておりますことを感謝申し上げます。さて、本審議会では街づくりの中でライフラインとして非常に重要な生活の基盤施設であります公共下水道につきましてその事業計画や運営に関する事項を審議していただいております。特に昨年度、公共下水道の使用料金の改定につきまして諮問させていただきまして慎重な審議の上、この3月に約19.5%の料金値上げに関する答申をいただいたところでございます。執行部といたしましては、このことを視野におきまして去る6月の定例市議会で下水道条例の改正をご承認いただきまして、この10月から新たな料金体系で下水道利用者の皆様へ負担をお願いすることになり、現在、案内のチラシの配布や広報活動を行っているところでございます。このことはここであらためてご報告させていただくとともに審議会での慎重な審議ができました御礼申し上げます。さて、今回、今年度の審議会におきましては今度新しく公共下水道が整備された場合、その土地の利用価値が増進することから土地を所有している方に、いわゆる受益者負担金をお願いすることになるわけですが、新たに下水道事業を予定している一部の地区においてこの受益者負担金の額を審議していただいておりますことをご審議願ひする予定でございます。本日は第1回目ということで、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので下水道事業のあらましや、予算の仕組み等につきまして担当の下水道課より説明させていただいた中でいろいろなご意見やご質問を承り、議論を深めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。本日はどうもご苦勞様でございます。

(6) 市職員紹介

(司会) ここで、委員の皆様には、市職員の自己紹介をさせていただきます。都市部長につきましては、只今ご挨拶申し上げましたので、都市部次長からお願ひをいたします。

(順次、自己紹介)

(7) 会議開会

(司会) それではこれより、平成19年度 第1回木更津市下水道事業審議会の議事の方へ入らせていただきます。審議会の議事の前に本日の資料確認をさせていただきます。

お手元の封筒の中に、まず本日の審議会の座席表、審議会次第がそれぞれ1枚、ございますでしょうか。それと、本日の審議会資料として27ページ綴りとなった資料でございます。それと、本審議会の根拠となっている市附属機関設置条例の写しを入れさせていただきました。資料はおそろいでしょうか。

(委員) 揃っています。

(司会) それでは、議事の方へ入らせていただきます。

本会議の議事進行につきましては、附属機関設置条例第6条の規定により、会長に議長を務めていただくところでございますが、会長がまだ決まっておられませんので、会長及び副会長が決まるまでの間、新井都市部長が仮議長を務めますのでご了承ください。それでは、新井部長よろしくお願ひします。

(仮議長：新井都市部長) それでは僭越でございますが、仮議長を務めさせていただきます。本日の出席委員は20名でございます。附属機関設置条例第6条第2項の規定により、委員23名の半数以上でありますので、会議は成立いたしました。それでは、本日の議題の(1)会長及び副会長の選任についてを皆様にお諮りいたします。附属機関設置条例によりますと、その第4条で会長及び副会長は、委員の互選によって決めることとなっておりますが、いかがいたしまししょうか。どなたか、ご発声をお願いします。はい、石井委員。

(石井委員) 今日は皆さん初めてなものですから、事務局の方がいろいろ知っていると思ひますから、事務局に一任したいと思います。

(仮議長) はい、ただいま、事務局一任の声をいただきましたが、それでよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(仮議長) はい、では、事務局で選任をお願いします。

(齋藤下水道推進課長) それでは事務局の方から、まず、会長に木更津商工会議所会頭、荒井委員にお願いしたいと思います。副会長が太田地区で玉造委員、金田地区で齋藤委員に、2名の方をお願いしたいと思います。以上です。

(仮議長) ただ今、事務局から3名の方のご選任をいただきましたが、お三方、了承いただけますでしょうか。

(荒井委員・玉造委員・齋藤委員) はい。

(仮議長) ありがとうございます。ただいま、委員のご了承をいただきましたので事務局の原案通り、決定させていただきます。それでは今後の審議会運営は、附属機関設置条例第7条に基づきまして、荒井会長にお願いいたします。以上で私の職務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(8) 会長あいさつ

(司会) それでは、ただいま会長、副会長が決定いたしました。新たに会長に決定されました荒井様に一言、ごあいさつをいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

(議長) 皆さんこんにちは。ただいまは、はからずも審議会の会長というご指名をいただきました。前期に引き続きということになりますけれども、玉造委員さん齋藤委員さんのご指導いただきながら一生懸命続けて参りたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(司会) ありがとうございます。それでは、荒井会長には、条例第6条によりまして、これから議長を務めていただくこととなりますが、議事の進行について、荒井会長と事務局で若干の打ち合わせがございますので、ここで約7分間の休息をとらせていただき、14時から会議を再開させていただきたいと思っております。

(休憩)

(司会) 改めて、審議会を再開いたします。荒井会長、よろしくお願いいたします。

(議長) それでは、はなはだ不慣れで、至らない部分も多々あるかと思っておりますが、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議題に入る前に、会議録署名人の指名をさせていただきます。私からの指名でよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(議長) はい、ありがとうございます。それでは、会議録署名人を、木更津地区受益者代表の宮森委員さんをお願いします。会議録は、事務局で作成いたしますので、後日確認とご署名をお願いします。それでは議題に入ることにいたしますが、議題の(1)につきましては、会長、副会長の選任ということで済んでおりますので、議題の(2)下水道事業の概要についてに入らせていただきます。これは、諮問をいただいたということではなく、第1回目の下水道事業審議会、委員の委嘱からスタートしたわけですが、したがって、皆様にお諮りする、ということではなく、下水道事業の一般的な概要についての説明を事務局からしていただきたいというふうに思います。それでは事務局よりお願いいたします。

(齋藤下水道推進課長) 皆さん、こんにちは。私からは、第一回下水道事業審議会ということで初めての委員の方もおりますので、下水道事業審議会というのは、何を審議していただくかという目的について申し上げますと、下水道の事業計画と受益者負担について審議し、必要な事項を市長に答申または建議をいただく機関でございます。先ほど、市長のお話もありましたように、任期は2年でこの会議は年1回～3回ぐらいを予定しております。その点につきましては資料の附属機関設置条例の写しをご参考にさせていただきたいと存じます。そこで今年度はまず、何を審議するかということは先ほど部長からもお話がありましたように、すでに受益者負担金については第1負担区～第4負担区まで設定をされております。ただ事業認可を受けているけども、負担区が決まっていない桜井地区、あるいは中島地区、こういう地区を今後受益者負担金を決めていただくということが今年度の最大のテーマでございます。今後2回以降はそのへんを皆様方にご審議をいただいて、よろしくお願いいたしますと存じます。今日は第1回ということで議長さんの方でお話もありましたように、下水道のあらましにつきましてこれから各担当の方からご説明いたしますのでよろしくお願いいたしますと存じます。以上です。

(議長) はい、ありがとうございます。それでは次をお願いします。

(三澤計画調整担当総括) 下水道推進課、計画調整担当の三澤と申します。私からは、本市の公共下水道事業の概要及び、その財政状況を中心にご説明をさせていただきます。お手元の資料のうち、下水道事業の概要、資料の2ページをお開きください。ここでは、下水道とはどのような施設をいうか。また、その事業は、どのような経緯を経て、今日にいたっているかということに記載させていただいたものでございます。1の下水道とはですが、ちょっと読ませていただきます。「下水道とは、下水(汚水及び雨水)を排除するために設けられる排水管・排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設

（し尿浄化槽を除く）、又はこれらの施設を補完するポンプ施設その他の施設の総称をいいます。」以上が、下水道法により、定義されております。こうした法令上の定義のなかで、その下水道の種類はといいますと大きく、公共下水道・都市下水路・流域下水道の3種類に区別されておるものでございます。このうち、公共下水道は、主に市街地における下水を排除し、処理するため、地方公共団体が管理する下水道であります。2つ目の都市下水路は、公共下水道の整備に先がけ、主に都市域からの雨水排除のために設けられる下水道をさしております。3つ目の流域下水道は、複数の市町村からの下水を一括処理しようという目的をもち、県が事業主体となり、管理する管渠・処理場へ下水を流入させるものでありまして、本市におきましては、この3種類に大別される下水道のうち、公共下水道事業及び都市下水路事業について、実施をしておるところでございます。

ただ、都市下水路事業につきましては、工事に関しましては、既に終了しているところでありまして、現在は維持管理を行なっているのみであり、また、今後、都市下水路事業を実施する予定もないことから本日は公共下水道事業にしばって内容説明をさせていただきます。

続きまして、2の下水道の沿革にはいらさせていただきます。公共下水道事業の日本における歴史はといいますと、古くは明治時代までさかのぼるものでありまして、明治33年に「土地を清潔に保つ」ということを目的に下水道法が制定されたものであります。しかしながら、日本においては、農業国家としての長い歴史があり、特にし尿等については、肥料として有効利用されてきたような経緯があったことから、川や水路が汚れることもなく、その重要性・必要性が論じられることなく、その整備はほとんど進まなかったようであります。これが、昭和の時代に入り、大きな転機を迎えたわけでございます。特に戦後の高度経済成長期の人口増・都市化の波のなかで、昭和33年、それまでの法律の大幅な改正を実施し、また、つづく昭和45年には、社会問題とまでなった公害問題にも対処すべく再度、法改正を行なったものでございまして、下水道の目的も「土地を清潔に保つ」といったことから、「都市の健全な発展に寄与し公衆衛生の向上に資する」、並びに「公共用水域の保全」といった目的に改められたものであります。

また、下水道の整備手法に関しましては、合流式下水道と分流式下水道がございますが、整備の初期におきましては、家庭から排出される汚水と、雨水を同時に取込む合流式下水道と呼ばれているものが主流でありました。早くから整備を進めていた東京都を含むいわゆる大都市においては、この方式が採用されていたものであります。しかし、この方式は雨天時において、ある一定量を超えると希釈された汚水が未処理のまま、水域へ放流されるという方式であり、「公共用水域の保全」といった観点からは、あまり好ましいものではなく、現在は、その改善に向けた施策が講じられているところであります。一方分流式下水道とよばれているものは、呼んで字の如しでありまして、家庭から排水される汚水と雨水を別々の管に取込み、汚水については、処理場で処理し、雨水についてはそのまま水域へ放流しようとするものでありまして、現在は、この分流式下水道が整備の主流となっております。木更津市におきましては、全体計画のうち、駅西側の旧市街地の一部において合流式を採用しておりますが、その他の区域につきましては、全て分流式により、整備を図っております。つづきまして、3の下水道の法的位置づけについて説明をさせていただきます。まず、下水道事業そのものの位置づけですがこれは、地方自治法により、地方公共団体の固有事務であるとされています。また、事業施行により築造される施設につきましては都市施設整備を図る側面と、先程も申しました公共用水域の保全の観点をもっていることから、それぞれの目的に応じた法的な性格を有しております。さらに、その会計につきましては、地方

財政法により、下水道事業そのものが公営事業（地方公共団体が経営する企業）であると位置づけられており、その会計処理については、特別会計を設けその経理を行なうこととされており、基本的には、その事業経営に伴う収入をもってその経営にあたらなければならないとされております。これら、法的位置づけの元に木更津市の計画はどうなっているかということに対しましては次の5ページをお開きください。本市におきましての下水道事業につきましては、昭和45年に、公共下水道の基本計画を立案し、3年後の昭和48年、木更津駅西側の旧市街地中心部131haについて、都市計画法の事業認可を得、事業着手したものでございます。供用開始につきましては、事業着手から12年後の昭和60年3月28日に行なっております。以来、供用区域の拡大を目指し、順次整備を行っているところでありまして、最新の事業計画の内容につきましては、木更津市第1号下水道につきましては、ページの下段の方に表で表している通りの内容でございます。また、木更津市第2号下水道につきましては、次ページの頭の方でございますがここで表として表してございます。この違いにつきましては、この全体の計画区域を表した図面を8ページにいれさせていただきました。色が重なっていて見づらい点があるかと思いますが、こちらの方に木更津市の計画図を添付させていただきました。ただいま、ご説明をさせていただきました木更津市第2号公共下水道につきましては、図面の中で畑沢地区の一部区域でありまして、その地形が、お隣の君津市へ向かって勾配がついていることから、この区域から発生する下水について、君津市の処理場で処理をしていただく、こうした区域を第2号公共下水道と呼んでおります。木更津市第1号公共下水道につきましては、木更津下水処理場まで汚水を流してきて、ここで処理する区域でございます。そういったことで、木更津市第1号公共下水道と木更津市第2号公共下水道という形で計画上、区別をしてございます。現在の整備状況につきましては、平成17年度末の数字を掲載させていただきました。ここで木更津処理区並びに君津処理区と書いてございますが、これは先ほどご説明いたしました、第1号公共下水道、第2号公共下水道とそれぞれ同じ区域を指してございます。平成17年度末におきましては、1,544haについて管渠整備が完了し、公共下水道使用可能な状況となっております。君津富津処理区につきましては、計画面積の8ha 全てについて管渠整備が完了している状況でございます。(3)で、平成17年度末までの進捗状況を表で示させていただきました。表の中で普及率・水洗化率として記載いたしました。まず、普及率と申しますのは、その市の公共下水道の進捗状況を表すときによく使われる指標でございまして、市の行政人口に対しまして、公共下水道が使用可能となっている人口の割合を表したものであります。平成17年度末で申し上げますと、木更津市の平成17年度末の行政人口123,772人に対し、表で書いておりますように46,736の方が公共下水道使用可能であり、割合にすると37.76%になるということでもあります。また、水洗化率につきましては、使用可能な46,736人に対し、何人の方が使用なさっているかを表した割合でありまして平成17年度末においては、40,871人の方が使用されているということでもあります。なお、千葉県下における各市の公共下水道普及率を次ページに掲載しております。この表をみてお分かりのように、本市の進捗状況は、県の平均普及率を下回っており、県内各市のなかでもその普及状況は、下から数えたほうが早いような状況でありますことから、今後ますますその整備拡大に努めていかなければいけないと、考えているところであります。

次に、9ページ、下水道事業に係る財政状況についてご説明をさせていただきます。まず、事業に係る財源についてでございますが、下水道事業において必要とされる事業費はこの財源の仕組みでも表してございますように、下水道普及促進のための建設費と、築造した施設を適正に維持

管理していくための維持管理費の2種類に大きく分類されます。まず、建設費でございますが、これに要する財源につきましては、国からの補助金並びに地方費で賄われております。地方費をさらに分類いたしますと、借入金及び皆様からご負担いただいております受益者負担金さらに一般市費とに分類されるものでございます。この財源構成を図で表したものが(1)の建設費で、示しております。築造する施設としてはこの図で表しておりますように、管渠並びに処理場に大別されます。このほか、ポンプ場もありますがこれは、管渠施設の一部でありますので管渠にふくまれているとご理解ください。それでは管渠を例にとり具体的に説明させていただきたいと思いますが、同じ管渠であってもその容量等により、建設にあたって国から補助金をもらえる施設と補助金がもらえない施設に分かれます。これは、処理場につきましても同様であります。このうち補助金がもらえる施設につきましては、図で示しておりますように、建設費の50%を国が負担し、残り50%が地方負担として、この地方負担分の90%すなわち全体の事業費からいいますと図のように45%となりますが、これを借入金、残る全体事業費の5%が一般市費ということでもかかっております。また、補助の対象とならない施設につきましては、全て地方負担でもかかっておりまして、うち95%は借入金、残る5%を受益者負担金等で賄っております。処理場施設につきましても、同様の考え方でございまして、補助となる施設と、補助とはならない施設に別れ、それぞれ図のような財源構成となっております。次に(2)の管理運営費でございます。この管理運営費は、築造した施設の維持管理費及び建設の際の借入金の償還に要する費用であり、この財源につきましては、基本的には、皆様から徴収している下水道使用料によって賄うべきとされておるところであります。現在、施設の維持管理費は全て、借入金の償還に関しては毎年の償還金額の30%強を使用料によりご負担いただいている現状であります。

次の11ページから、13ページまでは、平成15年度以降の下水道特別会計の決算状況を示させていただきました。個々の内容の説明は、細かくなりますので省かせていただきますが、14ページにわかりやすいようにと、平成18年度の決算状況を図で示しております。

上段の図が収入を示した図で、下段の図は支出をあらわしております。まず、収入についてですが、皆様からご負担いただいております、下水道使用料並びに受益者負担金や、国からの補助金、借入金、一般会からの繰入金等により構成されており、総額31億4千万円ほどの収入となっております。冒頭にもうしあげました、下水道事業が公営企業であるとの位置づけから申しますと、経営に伴う収入をもって事業経費に充てなければいけないとなっておりますから、理想的には、この一般会計からの繰入金なく、事業経営をしていけるようにしなければならないわけですが、本市におきましては、下水道の進捗状況を表す普及率もまだ38%台と低い現状であることから、この繰入金なくして事業経営ができない状況となっております。なお、この図中、雨水処理負担金として3億5百万円ほど計上がありますが、これは、前ページの決算状況表では一般会計繰入金に含まれておりますが、この部分は、公費(税金)で賄うべきものと認められている項目の金額でありますことから、図では一般会計繰入金とは区別し、表してございます。次に支出であります。この表を見ていただければ一目瞭然であります。支出の大半(数字にして67%)が過去の、施設建設の際に起こした借入金の返済金となっております。下水道は、非常に資金を要する事業であり、特にその施設建設の初期段階におきましては、事業経営に伴う独自の収入源もないことから、借入金も増える一方であり、今までの積み上げが、年度の償還金としてこのような結果となっているものでありまして、これからの下水道事業の経営を考えたときに、この借入金をいかに減らしていくかが、健全な経営を行なっていく上で、非常に重要な要素であり、ポイ

ントではないかと考えているところでもあります。この借入金の年度推移と、普及率の関係につきましては、15ページに表を、次の16ページにグラフとして表してございます。このグラフをみてお分かりのように、事業着手から、平成15年度まで、借入金の残高が徐々に増加し、最高で250億円に近い額まで借入残高となったものでありますが、その借入金の大部分は財務省、あるいは金融公庫からの借り入れでありまして、その償還期限につきましては30年となっております。従いまして、建設当初から、平成15年度までは、借入金の返済が完了していないときに、また新たな借り入れをおこなっていたということで、償還の残高がここまで膨らんだものであります。現在、ようやく建設初期の段階で借り入れをしたものが償還完了を迎える時期となってまいりましたので平成16年度以降グラフのように残高が徐々にではありますが、年々減少している状況であります。今後、全く借入金を起こさなければ、平成28年、10年後には、現在の借入金残高、約220億円が101億円まで減ることが計算されております。しかしながら、一方で、下水道整備区域を少しでも増やしていかななくては命題もありますことから、全く借りないということもできません。今後は、この借入金残高を、現在の残高より、増やすことなく計画的によく検証しながら事業実施をしていかなければいけないと考えておるところでございます。最後となりますが、17ページに近隣市の平成17年度の状況が本市と比較できるよう、経営比較表を掲載いたしました。詳しい説明は省かせていただきますが、後ほどご覧いただければと思います。以上、大変、雑駁な説明で分かりづらい点もあつたかと思いますが私からの説明をおわらせていただきます。

(議長) はい、ありがとうございました。事務局より、下水道事業の概要と財政状況等について説明をいただきました。この点について説明をいただいた中でご質疑があればいただきたいと思ひます。いかがでございましょうか。はい、木村委員さん。

(木村委員) 起債の利率ですが、だいたい何%から何%ぐらいですか？

(三澤計画調整担当総括) 初期の段階で借り入れた分につきましては、7%あるいは6%台、今現在では約2%強ぐらいです。という利率で借りております。今、制度の中で借換債というのがございますので、そういったものを利用して利率の返済額を縮小するよう努めております。

(議長) はい、ありがとうございます。起債の利率についての質問が出ました。2%ちょっとということですね。その他いかがでございましょうか。はい、玉造委員さん。

(玉造委員) ちょっと私聞き漏らしてしまったんですが、14ページの最初の普及費というのはどういうものに使われるものなんでしょうか。

(議長) 14ページの最初の普及費はどういうふうに使われているんでしょうか。

(三澤計画調整担当総括) 水洗化のためのPR経費ですとか、そういったいわゆる啓蒙普及に関する経費です。

(玉造委員) 繋いでくださいよ、とか……

(三澤計画調整担当総括) はい、そうですね。

(玉造委員) はい、わかりました。

(議長) はい、ありがとうございました。はい、竹村委員さん。

(竹村委員) それで、同じ普及の関係なんですけど、今87%なんですよね。

(議長) 水洗化率のことですか。

(竹村委員) そうです。ようするにこれは、本管に繋がれている方が87%ということなんですよね。もし、これが100%繋がれた場合どれぐらいの収入になるんでしょうか。

(議長) はい、今の竹村委員さんの質問に対して、お願いします。

(三澤計画調整担当総括) 今現在の使用料収入が約6億9500万円程度14ページの表に表してございますが、これは87%の方に繋いでいただいた場合の数字ですので、残る13%の方に繋いでいただけると、単純な計算ですが約1億円ぐらいの収入が見込めるだろうというふうに推定されます。

(竹村委員) で、それに対する先ほどの普及費の話なんですけど、どのような啓蒙をされているんですか。ようするに、繋いで下さいよ、というような。結構町を歩いていますと汲み取りの車が走っているのをさうとう見かけるんですね。

(議長) 普及費の普及の仕方についていかがでしょうか。はい、石井さん。

(石井下水道推進課副課長) 指定工事店制度がありまして、指定工事店の条例の中にまず啓蒙していただくということと、我々の方では戸別訪問をして、繋いでいただくというようなお願いをしています。

(議長) 竹村委員さん、納得されていないようですね。

(竹村委員) いや、ようするに下水道っていうのはよく文化のバロメーターと言われますよね。これがどんどん普及されていくということはですね。高い事業費を使ってせつかく工事をやったのに、普及というか本管に繋ぐ作業が進まないっていうのは当初から80数%ということなんですよね。どこに原因があるのかなあと疑問に思うものですから。

(議長) はい、今の質問に対して。

(三澤計画調整担当総括) これにつきましては、我々もことあるごとに、下水道がせつかく使えるようになったわけですから、なるべく繋いでいただきたいということは再三お願いにあがるわけでございますけども、いかんせん、それぞれ繋ぐにあたりましては各個人個人が自分の家、屋敷の中で工事費を負担しながら、既存の配管の配管替えをやらなくてはならないので、それが標準的に家のつくりですとか庭の造作によっても違うんでしょうけど、平均で約50万円ぐらいかかるものですから、例えば3年後に住宅の建替えを予定しているだとか、もろもろの状況や経済状況などで、なかなか繋いでいただけないということがあるのかなと、いうふうに感じているところでございます。

(竹村委員) 繋ぐ方に対する補助の問題なんですけど、当初、ちょっと金額は忘れましたが、さうとう高額な金額(補助金)が出たんですね。それがだんだんなくなってきて、今は補助金はあるかどうかはわかりませんが、そういうところに本管に繋ぐ考えを阻害するようなことが出てくるんじゃないかと思っているんですけど、最初そういうことまで見越して本管に繋ぐための補助まで考えたのかどうかっていうのがすごく疑問に思っているんですけど。

(石井下水道推進課副課長) それは大変ご迷惑をかけてしまっているんですけど、現時点の補助金については汲み取り便所を下水道に繋ぐときには3万円の補助金と水洗便所から下水道に繋いだときには1万5千円の補助金を出しているんですよ。ご指摘のことは、以前、13年だったかと思うんですが10万円の補助金を一時出したことがあるんですけど、これについてはご存知かどうかわかりませんが、木更津市の中郷に新川園という処理場があるんですけど、その施設が壊れたということと、あと1つは、海洋投棄を今までして、海に捨てていくということなんですけどこれが廃止になった関係で、施設の老朽化と補助金を出してというようなことで、時限でこういうものを作った時があったんですよ。その関係で10万円という補助金が出たというふうに聞いております。ですからどちらが得策かということで、市の方としては施設を改正したわけです。

けども、それに多額の費用がかかってそれを水洗の奨励金の方にあてたというような経緯が確かにあります。

(竹村委員) 長期事業なものですからこういう補助的なものというのが変わるっていうのは問題だと思うんですね。やはり、少しでも受益者は負担が少ないほうがいいものですから、それなのにあの時期はあの金額、あの時期はあの金額というのは問題がありますよね。ある程度補助してくれるのであれば、なおらかとかそういうことを考えていただきたいと思います。

(議長) これは前回の審議会でも、玉造委員さんから話ありまして、最初のころは補助金はかなり高額だったんだけど、だんだんそれが少なくなってきて不公平じゃないかと、そういう意見が出たんですけども、まあ今、石井さんのご答弁なんですね。でもまあ竹村委員さんは金額はこういうものではなくて、一定なものとして補助をしていただきたいと。これはひとつ、議事録ちゃんとに残してもらいたいですね。その他に、はい、玉造委員さん。

(玉造委員) もう1つだけ。今18年度の決算の状況について14ページで説明がございました。で、冒頭、ごあいさつの中で今年の10月から下水道使用料が上がるということで、前回の諮問で決まっています議会でも決まったわけですが、そうするともうちょっと明るい決算の傾向があるような気がするんですが、使用料の占める割合がどのぐらいになるかということ、今年の10月からですから当分の間は値上げはないと思いますけど、19年度、20年度以降は使用料の収入の割合がどの程度になるかというのを示してもらおうとこれからの審議に非常に参考になるんじゃないのかと思います。

(議長) はい、ありがとうございます。継続して委員になられている方もいらっしゃいますし、新しくなられた方もいらっしゃいますから、やはり大変苦戦して値上げをしたんですけども、それが10月から値上げされた場合の収入について、お願いします。はい、石井さん。

(石井下水道推進課副課長) 3年間で約5億4,300万円ぐらいの増です。

(玉造委員) だから、18年度で6億9,500万円あるわけですよ。使用料が。それがいくらになるか、ということなんですよ。

(新井都市部長) 今年度10月から半年分ですから7億円の、19.5%なので約2割アップですから7,000万円ほど今年度は増収、来年度は1億4,000万円ぐらい、というふうに考えております。

(議長) はい、よろしいですか。はい、玉造委員さん。

(玉造委員) では、8億5,000万円ほどに来年度はなるということですね。

(議長) はい、そうですね。

(玉造委員) はい、わかりました。

(議長) その他、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(各委員) はい。

(議長) だいぶ、質疑いただきましてありがとうございます。この辺で質疑を終わらせていただきたいと思います。それでは議題の(3)ですね、その他に入らせていただきます。何かございますか、事務局。

(三澤計画調整担当総括) 私のほうから、1点だけ。審議会次第にはございませんけども、この審議会終了後の施設見学について、お話をさせていただきたいと思います。この後、審議会を終了しますと、ここ木更津下水処理場の施設見学を予定しております。施設見学を希望される方は会議が終了いたしましたら、その場にて待機をお願いいたします。施設見学に要する時間は概

ね20分間程度でございます。本来なら委員全員に施設見学をしていただきたいのですが、今回のメンバーの中には前回に引き続きまして本審議会委員に就任していただいた方もおりますことから、希望者とさせていただいております。今回初めて委員になられました方には、ぜひとも施設見学をしていただきたいというように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(議長) はい、ありがとうございます。施設見学会がこの後にあるということですね。あともう1つ、この下水道事業審議会の定数が25名ということなんですけど、本日、23名という報告がございました。あとの2名につきまして、どういうふうになつたのか、説明をお願いします。

(三澤計画調整担当総括) この定数につきましては、添付しております附属機関設置条例の写し、ここで木更津市下水道事業審議会が25名以内というふうに分められておまして、委員委嘱にあたりましてはその構成されます受益者代表のうち、2名について一般公募ということで、広報5月号に掲載いたしまして公募を実施いたしました。しかしながら期日までに応募者がおりませんでしたので、この2名の枠については欠員で進めさせていただくこととしたものでございますので、なにとぞご了承をお願いしたいと思います。以上です。

(議長) はい、ありがとうございます。25名以内とあるんですけども、公募したところ、応募がなかったということで今期については、この23名ということでやらさせていただきます。よろしいですね。

(各委員) はい。

(議長) はい、ありがとうございます。それでは、いろいろご質問をいただきましてありがとうございました。まず第1回目の本日の下水道事業審議会これをもって審議の方は終了させていただきます。ご協力いただきまして、ありがとうございました。

(各委員) ありがとうございました。

以上

議事録署名

印